

ID: 83

担当部署: 生涯学習課

処分の概要	町指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可		
例規名 根拠条項	高根沢町文化財保護条例 第40条第1項		
例規番号	昭和56年条例第2号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第40条の規定による。 (現状変更等の制限)</p> <p>第40条 町指定史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。</p> <p>3 第1項の規定による許可を与える場合には第15条第3項の規定を、第1項の規定による許可を受けた者には同条第4項の規定を準用する。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日